

# コンビニ交付システムの導入について

総務管理部 市民課・市民税課

<p>1 議題 「コンビニエンスストアにおける住民票の写し、印鑑登録証明書、所得課税証明書等の交付サービスに関する通信回線による電子計算組織の結合について」</p>	<p>5 取り扱う個人情報の記録項目 ①氏名 ⑦世帯構成 ②住所 ⑧印影 ③性別 ⑨市県民税課税情報 ④生年月日 ⑩その他(⑤を除く)戸籍記載事項(出生・婚姻 ⑤本籍 など)等 ⑥続柄</p>
<p>2 取り扱う個人情報の記録の名称(及び対象となる証明書) ①住民基本台帳システムデータ(住民票の写し) ②印鑑登録システムデータ(印鑑登録証明書) ③税証明発行システムデータ(所得課税証明書) ④戸籍システムデータ(戸籍証明書、戸籍附票の写し)</p>	<p>6 取扱期間 平成28年度中の開始日以降</p>
<p>3 結合の相手方 (※) 証明書交付センター(地方公共団体情報システム機構が運用) ※財団法人地方自治情報センターの一切の権利及び義務を承継し平成26年4月に設立された地方共同法人</p>	<p>7 その他審議の参考となるべき事項 &lt;交付方法について&gt; 今回のコンビニ交付サービスは、利用者がコンビニに設置されたキオスク端末を自らの個人番号カードを使用・操作し、証明書等の交付を受けるもので、コンビニに設置されたATMと同様コンビニの従業員が介在しない。 &lt;他市等の状況について&gt; 平成22年2月22日に千葉県市川市など3市区が先行実施し、又県内では平成24年7月27日から下関市が実施している。 平成27年11月現在で100市区町村が実施中である。 ※現在は、住民基本台帳カードを使用しているサービスのみのみである。</p>
<p>4 取扱いの概要 地方公共団体情報システム機構の広域交付システム等を利用し、全国のコンビニエンスストアのキオスク端末により、住民票の写し、印鑑登録証明書及び所得課税証明書等を交付するサービスを実施する。 &lt;交付場所&gt; ・現在①セブンイレブン、②ローソン及び③ファミリーマート等の全国約47,000店のコンビニエンスストア等で交付が可能 &lt;交付サービス提供時間&gt; ・毎日午前6時30分から午後11時まで(年末年始(12月29日から1月3日)やシステムメンテナンス日を除く) ※戸籍、附票については平日のみ午前9時から午後5時まで &lt;交付サービス利用可能者&gt; ・有効な利用者証明用電子証明書を搭載した個人番号カードの所持者。 利用者は、閉庁時でも自宅や勤務先の付近のコンビニで証明書等が取得できるため、住民サービス向上を図ることが可能となる。</p>	<p>8 現状と課題(必要性) 現在本市では、証明書発行業務を市役所本庁・北部総合支所(市民生活課)、7市民センター及び16出張所(但し、所得課税証明書を取扱う出張所は万倉及び吉部の2箇所のみ)において実施しているが、転出入の多い繁忙期(3～5月)等には、住民異動者や住民票の写しの交付を求める人を中心に窓口が大変混雑している。 また、他市区町村では新たな証明発行手法として、コンビニエンスストア内のキオスク端末から証明書を交付できるサービスの導入が進められており、市民からも実施の可能性や要望等</p>

の問い合わせも多く寄せられている。

こうしたことから、自分のより身近な数多くの場所で、かつ閉庁時においても取得することができるこのサービス導入により、取得場所の更なる分散化の実現が期待できるとともに、本庁窓口での待ち時間の解消や更には市民サービスの向上にもつながると考えることから、市民福祉の向上のため必要であると判断する。

なお、個人情報保護対策を次のとおり実施することとしており、市民の基本的な人権を侵害するおそれについてはないものと判断する。

- ・ 全般事項  
市のセキュリティ対策基準等に基づき、適切なシステムの管理及び運用を行う
- ・ 物理的セキュリティ  
コンビニエンスストアで発行される証明用紙の偽造防止策及び市のサーバ室の施錠管理体制の徹底を行う
- ・ 人的セキュリティ  
宇部市個人情報保護条例施行規則に定める個人情報取扱業務受託者への遵守事項やコンビニ店舗におけるセキュリティ対策等が明記された契約書等により締結を行う。
- ・ 技術的セキュリティ  
このサービスシステムの通信手段や本人確認方法、データ管理方法等について厳格な技術的基準のもと構築等を行う。

9 目標・効果

コンビニ交付を平成28年度中に導入し、他の市民センター等の窓口と併せて証明書発行場所の分散化を図る等により窓口の混雑を解消し、住民サービスの向上を目指す。

10 諮問の必要性

宇部市の電子計算組織と外部(地方公共団体情報システム機構(証明書交付センター))の電子計算組織を総合行政ネットワーク(LGWAN)(※)により結合し、個人情報を送受信するとともに、コンビニ交付に係る個人情報の取扱いを含む事務を外部委託により行うことから、宇部市個人情報保護条例(昭和62年10月宇部市条例第16号)第10条ただし書及び第18条の規定に基づき、このたび宇部市個人情報保護対策審議会へ諮問するものである。

※総合行政ネットワーク(LGWAN)とは、「Local Government Wide Area Network」の略称で、地方公共団体の庁内LANを相互に接続した行政専用のネットワークです。

11 管理責任者

市民課長、市民税課長